



香川県 中小企業者のための融資制度のご案内

がんばる中小企業者を応援します

令和6年4月

【お知らせ】

従業員の方々の子育てを積極的に応援されている中小企業者の方へ 「子育て応援企業支援融資」の取扱いを開始しました

子育て支援に関する認証・認定を取得された企業は、事業に必要な資金の借入に幅広くご利用いただけます。（融資条件等は6ページ）

保証料の上乗せにより、経営者保証を不要とする制度の取扱いを開始しました

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）を、香川県の融資制度（一部を除く）においても、ご利用いただけることとなりました。

（制度の詳細は3ページ）

また、国が、当該制度の利用促進のため、上乗せする保証料の一部を3年間補助する制度を創設したことを受け、新たな県融資制度「経営安定融資【経営者保証非提供促進タイプ】」を創設しました。

（融資条件等は4ページ）

女性・若者・高齢者など独立・開業・起業をお考えの方へ 「新規創業融資」がご利用しやすくなっています

県から0.58%の保証料補給があり、保証料が実質ゼロでご利用いただけます。（融資条件等は4ページ）

新事業進出などをお考えの方へ

「フロンティア融資」がご利用しやすくなっています

県から0.40%の保証料補給があります。また、新事業進出計画書の作成負担を軽減するなど、申込手続の見直しを図りました。（融資条件等は4ページ）

以前に融資を受けた県制度融資の借換えや条件変更にも対応しています

以前に融資を受けた県制度融資からの借換えにもご利用いただけます。

また、合理的かつ実現性の高い経営改善計画がある場合は、最大5年間まで返済緩和（返済期間の延長・期間中の償還猶予）ができます。

セーフティネット保証制度もご利用できます

国の指定する業種の方で、売上げが減少している方などが対象です。（制度の詳細は3ページ）

香川県中小企業振興融資制度は、金融機関及び信用保証協会等の協力により実施しています。

個々の融資・保証案件につきましては、金融機関及び信用保証協会が一定の審査基準に従ってその可否を判断しており、結果としてご期待に応えられない場合もありますがご了承ください。

香川県商工労働部経営支援課

中小企業対策相談窓口 TEL:087(832)3347

ホームページのお知らせ

香川県中小企業者融資制度

検索

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資に関する情報を掲載していますのでご覧ください。



利用できる方

個人・会社

下表の業種ごとに、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する会社及び個人が対象となります。

業 種	資本の額または出資の総額	従業員の数
製造業（建設業・運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 ※士業法人を含む	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

下表の業種については、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当すれば利用できる中小企業者となります。

業 種	資本の額または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

組 合

中小企業等協同組合法、その他法律にもとづいて設立された信用保証の対象となる中小企業者の組合及び連合会をいいます。

その他の法人

医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人などの場合、出資の総額に制限はありませんが、常時使用する従業員数が300人（NPO法人で小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限られます。

小規模企業者

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。会社または個人で、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の会社、個人またはNPO法人をいいます。

特定事業者

中小企業等経営強化法第2条第5項で定める事業者をいいます。

一部の業種を除いて、ほとんどの業種が対象となりますが、許可、認可、免許、届出などを必要とする業種については、その許認可等を受けていることが必要です。

香川県信用保証協会

県の制度融資では、原則として、信用保証協会の保証制度をご利用いただくこととなります。

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業を営んでいる方が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会の保証制度をご利用いただくことで、資金の調達がスムーズになります。

信用保証料

信用保証協会の保証をご利用の際には、その利用者負担として中小企業の経営状況に応じた率による信用保証料が必要となります。県の制度融資では、全国統一の基準の保証料率から一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

県の制度融資の保証料率

(単位：%)

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証割合100%の場合	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45
保証割合80%の場合	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40

- 貸借対照表を作成していない利用者については、区分5の料率が適用されます。
- 一部の制度やセーフティネット保証利用時では、異なる保証料率体系が適用されます。
- 保証料割引が適用される場合があります。

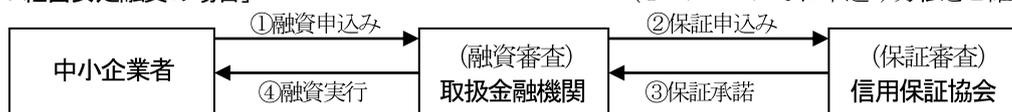
申込みの手続き

融資を希望される方は、原則として取扱金融機関の窓口にご申込みいただくこととなります。

ただし、一部の融資については、申込み手続きが異なりますのでご注意ください。

[例：経営安定融資の場合]

(4～7ページでお申込み方法をご確認ください)



事業者選択型経営者保証非提供制度

所定の条件を満たす場合、保証料の上乗せ(0.25%又は0.45%)により経営者保証の提供が不要となる国の制度であり、香川県の融資制度においても、当該制度をご利用いただけます。(ただし、「新規創業融資【経営者保証免除タイプ】」及び「事業承継支援融資【特別保証タイプ】」のほか、「事業承継支援融資【認定タイプ】」の一部は対象外です)

なお、制度の詳細は、香川県信用保証協会のHP (<https://www.kagawa-cgc.com/topics/20240216.html>) をご参照ください。

セーフティネット保証

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。(注: 実際に保証を受けられる額は、金融機関や信用保証協会の金融上の審査(事業見通し、返済能力等)によって決められるため、無条件で保証を受けられるものではありません。)

【対象中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項の次の各号のいずれかに該当することについて、事業所の住所地を管轄する市町長から認定を受けていることが必要です。

(1)連鎖倒産防止	○ 民事再生手続開始の申立等を行った指定事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者 ○ 指定事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者
(2)取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	○ 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ※平成14年3月より、△10%以上に緩和中。
(3)突発的災害(事故等)	○ 突発的災害(事故等)の発生した指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(4)突発的災害(自然災害等)	○ 突発的災害(自然災害等)の発生した指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(5)業況の悪化している業種(全国的)	○ 全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 ○ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格が転嫁できていない中小企業者
(6)取引金融機関の破綻	○ 破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
(7)金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	○ 経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比△10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者
(8)金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	○ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCC(整理回収機構)に対する債権について返済条件の変更を受けている中小企業者

指定業種のリスト等は、中小企業庁ホームページ (http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) に掲載されています。

【信用保証料】

県の制度融資では、一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

セーフティネット保証にかかる県の制度融資の保証料率	0.60%
---------------------------	-------

危機関連保証

この制度は、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により、著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。(注: 実際に保証を受けられる額は、金融機関や信用保証協会の金融上の審査(事業見通し、返済能力等)によって決められるため、無条件で保証を受けられるものではありません。)

【対象中小企業者】

金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の大規模な経済危機、災害等が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比△15%以上で、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比△15%以上の見込みであることについて、事業所の住所地を管轄する市町長から認定を受けていることが必要です。

中小企業振興融資制度

＜一部の融資制度を除いて、保証料の上乗せ（0.25%又は0.45%）により経営者保証の提供を不要とする制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）をご利用いただけます＞

（令和6年4月1日現在）

テーマ	融資制度名	ご利用いただける方	資金の使いみち	融資限度額	融資期間	据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	お申込みの方法	取扱金融機関
新規創業支援	新規創業融資	【一般タイプ】 県内で新たに事業を開始しようとする方（開始後1年未満の方を含みます）で、次の要件のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること (2) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること (3) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過しないこと (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しないこと (5) (3)に規定する創業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人の事業開始後1年を経過しないもの	県内で新たに事業を開始するために必要な設備・運転資金	2,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	固定 1.45%	0.58%	不要	金融機関・保証協会の定めるところによる	創業計画書等を添付して取扱金融機関の窓口へ申込 ↓ 様式は県ホームページからダウンロードできます	
		【経営者保証免除タイプ】 県内で新たに事業を開始しようとする方（開始後1年未満の方を含みます）で、次の要件のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること (2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しないこと (3) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過していない創業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人の事業開始後1年を経過しないもの ※保証申込受付時点において税務申告1期末終了のものにあつては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることを要する						0.78%				
経営革新支援	フロンティア融資	【ベンチャー企業育成支援】 県内で6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画（優れた新技術・新商品等の開発を行うもの）に係る香川県知事の承認を受け、5年を経過していない特定事業者であつて、次の要件のいずれかに該当するものうち、本制度による融資の必要性・妥当性のあるもの (1) 特定事業者であつて、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「保険対象中小企業者」という。）に該当するもの (2) 特定事業者であつて、中小企業等経営強化法第2条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの (3) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第8条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであつて、保険対象中小企業者に該当するもの	知事の承認を受けた事業の実施に必要な設備・運転資金	5,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	固定 1.45%	0.75%	不要	金融機関・保証協会の定めるところによる	①県経営支援課に「経営革新計画」承認申請書を提出 ↓ ②知事の承認 ↓ ③取扱金融機関の窓口へ申込	百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 中国銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 高知銀行 阿波銀行 徳島大正銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行
		【新事業進出支援】 県内で1年以上引き続いて事業を営む中小企業者であつて、次の要件のいずれかに該当し、かつ、(公財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」(※)に基づいて新たな分野の事業に進出する方 (1) 中小企業者が、現在の事業を継続しながら、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に進出すること (2) 中小企業者が、現在の事業を廃止し、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に転換すること ※新事業進出計画書については、令和6年度より、作成負担軽減の観点から既存資料の活用を可能としています。						8,000万円以内 ただし、運転資金は5,000万円以内				
経営安定支援	経営安定融資	【一般タイプ】 県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金	8,000万円以内	設備 10年以内	設備 1年以内	固定 1.50%以内	0.40%～1.55%	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	取扱金融機関の窓口へ申込	
		【経営者保証非提供促進タイプ】 県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む法人である中小企業者又は組合であつて、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」）以前2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者又は組合の代表者への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ当該代表者への役員報酬、賞与、配当等の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと (4) 上記(1)及び(2)について、申込日以降においても継続的に充足することを誓約する書面を提出していること (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること						【長期資金】 設備 10年以内 運転 7年以内 【短期資金】 短期運転資金				
経済変動対策融資	経済変動対策融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であつて、次の要件のいずれかに該当する方 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けていること (2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じていること (3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっていること (4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じていること (5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金	8,000万円以内	運転 10年以内	2年以内	融資期間7年以内の場合 固定 1.40%	0.40%～1.55%	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	次の書類を添付して取扱金融機関の窓口へ申込 (1)に該当する場合 セーフティネット保証にかかる市町長の認定書 (2)(5)に該当する場合 売上高状況報告書 (3)に該当する場合 債権保有状況報告書 (4)に該当する場合 利益率状況報告書 様式は県ホームページからダウンロードできます	
		融資期間7年超の場合 固定 1.60%					※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%					
	BCP策定企業融資	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であつて、BCP（事業継続計画）を策定し、香川県BCP優良取組事業所認定制度に基づき、香川県から認定を受けた方	事業の継続のために必要な設備・運転資金	8,000万円以内 ただし、運転資金は5,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	1年以内	固定 1.30%	0.21%～0.85%	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	県の認定書の写しを添付して取扱金融機関の窓口へ申込	

中小企業振興融資制度

<一部の融資制度を除いて、保証料の上乗せ（0.25%又は0.45%）により経営者保証の提供を不要とする制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）をご利用いただけます>

(令和6年4月1日現在)

テーマ	融資制度名	ご利用いただける方	資金の使いみち	融資限度額	融資期間	据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	お申込みの方法	取扱金融機関
経営安定支援	事業承継支援融資	【一般タイプ】 県内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者であって、認定支援機関や香川県信用保証協会等の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき、事業承継を行う方	事業承継計画を実行するために必要な資金	8,000万円以内	10年以内	1年以内	固定 1.30%以内	0.40%～1.55%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	認定支援機関や香川県信用保証協会等の支援を受けて策定した事業承継計画を添付して取扱金融機関の窓口へ申込	百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 中国銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 阿波銀行 徳島大正銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 ※中小企業再生支援融資は、一部取扱のない金融機関があります
		【認定タイプ】 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する認定を受け、県内で事業承継を行う方	認定を受けた事由に係る事業承継に必要な資金							金融機関・保証協会の定めるところによる	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定書の写しを添付して取扱金融機関の窓口へ申込 ただし、一定の財務要件を満たす場合は、不要	
		【特別保証タイプ】 1 県内に事業所を有する中小企業者であって、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する認定を受けて、(3)を満たす方 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込みの直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと	1 事業資金であって、次に掲げるもの (1) に該当する場合は、保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外 (2) に該当する場合は、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金 2 認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの）							※香川県中小企業活性化協議会及び香川県事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合 0.15%～0.80%	不要	
	中小企業再生支援融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者（会社・個人）又は組合であって、香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に基づき事業の再生を図る方（経営改善計画に従って設立された法人も対象です） ※本融資を受けた後、金融機関に対して計画の実行及び進捗の状況の報告を行う必要があります	経営改善計画の実施に必要な設備・運転資金	8,000万円以内	10年以内	1年以内	固定 1.70%	※責任共有制度の対象 除外の場合 1.00%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	①香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて又は経営サポート会議による検討に基づき「経営改善計画」を作成 ↓ ②作成した「経営改善計画」を添えて、取扱金融機関の窓口へ申込	
小口零細企業融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者（会社・個人）	設備・運転資金	2,000万円以内 ただし、信用保証協会の保証付き融資残高との合計額が2,000万円を超えないこと	10年以内	2年以内	融資期間7年以内の場合 固定 1.70% 融資期間7年超の場合 固定 1.90%	※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%	不要	金融機関・保証協会の定めるところによる	取扱金融機関の窓口へ申込		
特産振興小口融資 [市町協調]	県内小規模企業者であって、市町の定める要件に該当する方 ※県内各市町の融資制度の要件を確認してください	設備・運転資金	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる	市町の定めるところによる	固定 1.80%	※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会・市町の定めるところによる	市町の定めるところによる	市町の定めるところによる	
企業立地支援	工場等立地促進資金等融資	【工場等立地促進資金】 1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者であって、香川県企業誘致条例に規定する工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設を県内で新設又は増設するもの及び県内の既存の工場等を取得するもののうち、次の要件の全てに該当する方 (1) 土地を除く投下固定資産額が5千万円以上 (2) 新規常用雇用者5人以上（県内在住者） (3) 3年以内に当該工場等において業務を開始すること (4) 県内移転の場合は、業務を廃止する工場等の生産施設面積より、新たに設置する工場等の生産施設面積が増加すること	工場等の整備に必要な設備資金	所要資金の2/3以内で5億円以内	設備 10年以内	設備 3年以内	固定 1.80%以内	信用保証は任意 ※信用保証利用の場合 0.40%～1.55%	金融機関・保証協会の定めるところによる	金融機関・保証協会の定めるところによる	①県経営支援課に対象者確認申請書を提出 ↓ ②知事の確認 ↓ ③取扱金融機関の窓口へ申込 様式は県ホームページからダウンロードできます	百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 中国銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 高知銀行 阿波銀行 徳島大正銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行
		【物流施設整備促進資金】 1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又はこれと同等以上の業歴を有すると認められる中小企業者であって、県内において物流施設を新設又は増設するもの及び県内の既存の物流施設を取得するもののうち、次の要件の全てに該当する方 (1) 土地を含む投下固定資産額が1億5千万円以上（ただし、特定地区内の地方公共団体又は土地開発公社が分譲を行っている区域へ設置する場合は5千万円以上） (2) 新規常用雇用者5人以上（県内在住者） (3) 3年以内に当該物流施設において業務を開始すること	物流施設の整備に必要な設備資金	所要資金の2/3以内で1億円以内 ただし、知事が必要と認めた場合は3億円以内								
子育て支援	子育て応援企業融資	県内に事業所を有し、6か月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 香川県から、子育て行動計画策定企業認証マークを取得したもの (2) 国から、プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定のいずれかの認定を受けたもの	従業員の子育て支援に取り組む企業の事業に必要な設備・運転資金 (子育て支援以外の使途にもご利用いただけます)	8,000万円以内 ただし、運転資金は5,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	1年以内	固定 1.30%以内	0.35%～1.50%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	各取扱金融機関が定める融資申込書に、香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び県から交付された子育て行動計画策定企業認証の写し、または国から交付されたくるみん認定等にかかる基準適合認定一般事業主認定通知書の写しを添えて、取扱金融機関の窓口へ申込	
商店街支援	商店街活性化融資	県内の商店街（商店街振興組合法に基づく組合が存在する商店街に限る）で既に事業を行っている、若しくは事業を行おうとしている中小企業者（会社・個人・NPO法人）（創業を除く）	商店街で事業を行うのに必要な設備・運転資金	5,000万円以内 ただし、運転資金は2,000万円以内	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	固定 1.30%	0.40%～1.55% ※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	商店街振興組合の推薦状を添付して取扱金融機関の窓口へ申込	
緊急対策支援	危機関連融資	県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けている方	経営の安定に必要な事業資金	2億8,000万円以内 (無担保8,000万円以内＋有担保2億円以内) 組合の場合は4億8,000万円以内 (無担保8,000万円以内＋有担保4億円以内)	10年以内	2年以内	固定 1.00%以内	0.60%	必要に応じて 徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	危機関連保証に係る市町の認定書を添付して取扱金融機関の窓口へ申込	

各制度のお問合せ先

制度名等	お 問 合 せ 先	
香 川 県 中 小 企 業 振 興 融 資 制 度 等	香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ	高松市番町4丁目1-10 (東館6階) 087-832-3343
	(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部 企業支援課	高松市林町2217-15 (香川産業頭脳化センタービル2階) 087-840-0391
	香川県信用保証協会	高松市福岡町2丁目2-2-101 (香川県産業会館1階) 087-851-0062
	商工会議所及び商工会	県内6商工会議所、県内15商工会 ※下記一覧参照
	香川県中小企業活性化協議会	高松市番町2丁目2-2 (高松商工会議所会館3階) 087-811-5885
	取扱金融機関 (県内16金融機関)	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、 香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、 高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行
特産振興小口融資 セーフティネット・危機対応保証認定	各市町 (商工担当課)	※下記一覧参照

市町商工担当課一覧

市町商工担当課名	住 所	電話番号	市町商工担当課名	住 所	電話番号
高松市 産業振興課	高松市番町1-8-15	087-839-2411	土庄町 商工観光課	小豆郡土庄町淵崎甲1400-2	0879-62-7004
丸亀市 産業観光課	丸亀市大手町2-4-21	0877-24-8844	小豆島町 商工観光課	小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-7021
坂出市 産業観光課	坂出市室町2-3-5	0877-44-5103	三木町 地域活性課	木田郡三木町氷上310	087-891-3320
善通寺市 商工観光課	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6315	直島町 まちづくり観光課	香川県直島町1122-1	087-892-2020
観音寺市 商工観光課	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3933	宇多津町 まちづくり課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8009
さぬき市 商工観光課	さぬき市志度5385-8	087-894-1114	綾川町 経済課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-5282
東かがわ市 地域創生課	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1276	琴平町 観光商工課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6710
三豊市 産業政策課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3012	多度津町 産業課	仲多度郡多度津町栄町3-3-95	0877-33-1113
			まんのう町 地域振興課	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0122

商工会議所・商工会一覧

商工会議所・商工会名	住 所	電話番号	商工会議所・商工会名	住 所	電話番号
高松商工会議所	高松市番町2-2-2	087-825-3505	高松市牟礼庵治商工会	高松市牟礼町牟礼209-1	087-845-2835
丸亀商工会議所	丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371	高松市中央商工会	高松市番町大野916-1(ウイングポート2階)	087-814-3133
坂出商工会議所	坂出市久米町1-14-14 坂出商工会館4階	0877-46-2701	直島町商工会	香川県直島町2249-22	087-892-2849
善通寺商工会議所	善通寺市文京町3-3-3	0877-62-1124	綾川町商工会	綾歌郡綾川町東分乙36-1	087-878-2190
観音寺商工会議所	観音寺市坂本町1-1-25	0875-25-3073	丸亀市飯後商工会	丸亀市綾歌町栗熊西1638	0877-86-2156
多度津商工会議所	仲多度郡多度津町東浜6-30	0877-33-4000	宇多津商工会	綾歌郡宇多津町1900	0877-49-1311
さぬき市商工会	さぬき市志度5385-30	087-894-3888	まんのう町商工会	仲多度郡まんのう町吉野下281-1	0877-73-3711
東かがわ市商工会	東かがわ市湊1810-1	0879-25-3200	琴平町商工会	仲多度郡琴平町榎井869-5	0877-73-5525
土庄町商工会	小豆郡土庄町甲611-1	0879-62-0427	三豊市商工会	三豊市三野町下高瀬2014-1	0875-72-3123
小豆島町商工会	小豆郡小豆島町馬木甲1032-1	0879-82-1011	観音寺市大豊商工会	観音寺市大野原町大野原1967-3	0875-54-2159
三木町商工会	木田郡三木町鹿伏220-5	087-898-0507			

ホームページのお知らせ

香川県中小企業者融資制度

検索

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資に関する情報を掲載
していますのでご覧ください。

